

『台記』注釈（久寿二年七月～九月）

原水民樹

凡例

めた。

一、本文は増補史料大成『台記』（臨川書店）を底本に用いた。ただし、紙幅の都合により、原文は掲げず、読み下し文のみを示した。

一、読み下しは、原則として底本に付されている訓点に従ったが、一部私意で改めたところもある。

一、底本における割書は（ ）の形で示した。また、割書中の更なる割書は（ ）の形で示した。

一、底本と参照写本間における主要な異同を【校異】欄に示し、底本の誤りと判断されるものは訂正し、疑問のある場合も注記した。なお、異同の中、写本側の誤りについては特に取り上げなかった。

一、読み下しには歴史的仮名遣いを用いた。

一、読み方は専ら私意によるもので、漢文訓読研究の成果を厳密に踏まえたものではない。

一、古体・異体・俗体の文字は、原則として通行の字体に改

一、人物の注は、『公卿補任』登載者については簡略にした。

また、『平家物語研究事典』（明治書院）や新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覽」に詳しい説明が載る者についても、その旨を明記し、簡略な注にとどめた。その際、『平家物語研究事典』は『平家事典』、新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覽」は『新大系人物』と略称した。

一、他文献の本文についても、漢文体のものは私意により読み下し文の形で引用した。

一、通称や官職名で記される人物については、初出の時点で注を施し、再出以降は、本文の右脇に実名を記した。ただし、久寿二年四月～六月に既出の人物については、最初から実名傍記の処置をとった。

一、参照した『台記』の写本並びにその略称を左に記す。

○京都大学附属図書館蔵（平松家旧蔵）本（平松三門／夕

一三）—京一（略称）

○同蔵十六冊本（五—〇四／タ／三）—京二（略称）

○宮内庁書陵部蔵天明書写本（二六五—一〇〇九）—書二（略称）

○同蔵享保書写本（柳四四七）—書三（略称）

○同蔵二十一冊本（三五三—一七〇）—書四（略称）

○国立公文書館内閣文庫蔵二十一冊本（二六一—五四）—内一（略称）

○同蔵（坊城家旧蔵）八冊本（二六一—五七）—内五（略称）

○国立国会図書館蔵（白河文庫旧蔵）本（わ二一〇・三二〇）—国一（略称）

○東京大学附属図書館蔵三条実憲寄贈本（G二七—二二六）

—東（略称）

諸本と記す場合は、この九本を指す。なお、略称の数字が連続していないのは、旧稿との統一を図つたためであり、特別の意味はない。

本書の底本に、増補史料大成『台記』を使用することを許可くださった臨川書店に深謝申し上げる。

久寿二年

七月大。甲申。

三日 戊申。別当（忠雅⁽¹⁾）来たりて喪（⁽²⁾）を弔ふの次いでに、

語りて曰はく、主⁽³⁾上の御惱に依りて今日非常の赦を行はれ、忠雅上卿と為る、と。例に依りて、今日より法⁽⁴⁾勝寺御八講を行はる。新^(崇徳)院臨幸あり。院^(鳥羽)御惱に依りて幸せず。今夜、成雅朝臣と奇怪の事有り。

【注】

(1) 忠雅 天治元年（一一二四）—建久四年（一一九三）。

権中納言従三位藤原忠宗の男。太政大臣従一位に至る。

この時、権中納言兼左兵衛督正三位。また、この年の二月二十五日より檢非違使別当。『新大系人物』『平家事典』参照。四月十九日条に「別当」として既出の人物だが、

その際、藤原公能と誤注した。ここに訂正する。

(2) 喪を弔ふ 六月一日に死去した頼長の嫡室幸子の弔問。

(3) 主上の御惱 主上は近衛天皇。保延五年（一一三九）

—久寿二年（一一五五）。鳥羽の皇子、母は美福門院得子。

永治元年（一一四一）即位。『新大系人物』参照。近衛の

病については、『山槐記』六月七日条に「頗る御不予の事

御す、と云々。』『兵範記』六月十八日条に「近日、主上

聊不予。殿下より御祈り等を始め行はる。」、七月八日条

に「主上、日来事毎に不予。去ぬる朔日の比以後御不食

殊に甚だし。旁御祈を行はる、と云々。」などと見え、六

月半ば以降、しばしば祈禱記事が見出されるようになる

が、近衛帝が体調を崩したのはこれをかなり溯る。「主上、

去ぬる六月以後御不予。不食を以て本体と為す。事毎に

例に乖く。日を経て疴弱、已に朝の大事為り。」（『兵範記』仁平三年八月二十一日条）、「上の疾未だ尋常に復せず。

御祈を始めらるるの由風聞す。」（『台記』仁平三年八月十七日条）、「御目の疾に依りて関白画日す。」（同九月二十三日条）、「聖主、去々年夏以後、御目恙有る間、以て不

予。」（『兵範記』久寿二年七月二十三日条）等の記事に拠るならば、二年前の仁平三年六月頃より眼疾及び不食を

訴えるようになり、その後は公事への出御も滞りがちの

日が続いていて。そして、久寿二年六月頃より病勢一氣に募つたようだ。当日の非常の赦については、『兵範記』

にも「今日、赦令を行はるる事、公家の御慎に依りて原免せらる、と云々。」と見えている。

(4) 法勝寺御八講 法勝寺は、六勝寺の一つで、白河天皇の御願により造営された。法勝寺御八講は「三日 法勝寺御八講始むる事。天承元年七月三日丁酉、今日より法勝

寺阿弥陀堂に於いて白河院のおほんために御八講を始め修せらる。」（『年中行事秘抄』七月）とあるように、白河

院供養の御八講である。大治五年（一一三〇）七月七日、法勝寺阿弥陀堂に於いて一周忌の仏事が営まれた（『中右

記』『長秋記』他）。また翌天承元年（一一三一）七月三日から七日（白河の忌日）に懸け、同所において御八講

が営まれ（『長秋記』『百鍊抄』他）これが恒例化した。

七日 壬子。或る人曰はく、今日、法皇（鳥羽）法勝寺に幸ず。

（近衛）主上の御悩滅すること無し、と。今夕、成雅朝臣と復び奇怪の事有り。

【校異】

(イ) 曰 東「云」、他本は空白。

【注】

(1) 法勝寺に幸ず 鳥羽院の法勝寺臨幸については『兵範記』該日条に「法勝寺御八講結願なり。御幸有るに依りて院に参る。未の刻に臨幸あり。」と見える。

十四日 己未。未の刻に、虹（イ）、家の南庭に見る。衆、大きに驚き怪しむ。余、曰はく、漢（1）の靈帝の時、虹、御座の玉堂の後殿の庭中に見る、と。翌日、大内記遠明勘文を進る。

【校異】

(イ) 虹、家の南庭に見る。衆 底本「虹見家南庭衆」。「衆」が京二「泉」（衆方）、他本「泉」。

【注】

(1) 漢の靈帝の時 「青虹、御坐の玉堂の後殿の庭中に見る。」（『後漢書』本紀 孝靈帝紀第八 光和元年七月壬子）。

十七日 壬戌。今旦、成雅朝臣と復び奇怪の事有り。晩頭に、

或る人曰はく、主^(イ)上の御悩急なること止むに依りて、美福門院入内を止む、と。しばらくありて、或る人曰はく、太^(イ)白の方に当たるに依る、と(鳥羽に入り御す)。

【校異】

(イ) 主上の御悩急なること止むに依りて、美福門院入内を止む 底本「依主上御悩急止^{皇方}美福門院入内」(傍線稿者)。傍線部、京一・京二・書三「上々」、東「上皇」、他本「止々」。今は、底本に従い、上記の如く読んでおく。

【注】

(1) 太白 太白神。毎日、方角を変えて巡る神で、その方角は、万事に避けるを良しとする。

十八日 癸亥^(イ) 美福門院入内。

【校異】

(イ) 美 京一・京二・国一・書三・東・内一は、「美」の上権に「権」の字がある。ただし、京二「権^{権方}」、東「権^本」、内一「^権」。国一は補入。

【注】

(1) 美福門院入内 『兵範記』該日条に「主上、御葉近日増し御す。今夕、美福門院入内御幸有り。」と見える。

二十一日 丙寅。美福門院退出^(イ)。

【注】

(1) 退出 『兵範記』二十日条に「夜に入りて、美福門院鳥羽殿に還御。事の体あからさまなるか。」とあることを併せ考えれば、美福門院の近衛殿退出は二十日深夜であったか。

二十三日 戊辰。天子崩ず^(イ)。年十七^(二)。余^(頼長)並びに大將^(兼長)、

中納言中將^(師長)参内す。次いで、余^(頼長)、高陽院に参宿す。鶏鳴^(忠実)の後、禪閣^(忠実)渡り御す(宇治より鳥羽に参り、鳥羽より渡り御すなり)。別記。

【校異】

(イ) 渡り御すなり 底本「渡御也」。京一「渡御」。

【注】

(1) 天子崩ず 『山槐記』には、日を逐って大漸に至る経緯が手短かに記し留められている。種々の祈祷・薬石の効無く、近衛帝はこの日十七歳の生を閉じた。金刀本『保元物語』は、その崩御の様を劇化・演出する。『兵範記』該日条によれば、近衛の死は急であった。二十日夜、一旦鳥羽殿に立ち帰った美福門院は、近衛殿に留めた装束

をそのままにしておくよう命じている。日を置かず近衛殿に引き返す心積もりだったようだ。近衛の病状がさほど切迫したようには見えなかったのだろう。しかし、病勢一気に進んだらしく、結局、鳥羽・美福ともに愛子の閉眼の場に居合わせることは出来なかった。

(2) 余井びに大将、中納言中将参内す 近衛帝の訃報に接した頼長は、嫡男兼長と次男師長を伴って急遽参内したが、頼長と兼長は、幸子の服喪期間中であるとの理由を以て退出させられている（『兵範記』）。

二十四日 己巳。三⁽¹⁾品雅仁親王宝位を受く。年廿九。別記。践祚の事。

【注】

(1) 三品雅仁親王 雅仁は鳥羽第四皇子の後白河天皇。大治二年（一一二七）～建久三年（一一九二）。『新大系人物』『平家事典』参照。

【補説】

後白河の践祚は大方の予測を裏切るものであった。践祚の経緯については、『玉葉』（寿永二年八月十四日条）、『愚管抄』、『古事談』（第一 王道后宮）、『今鏡』（すべらぎの下第三 虫の音）、『山槐記』（永暦元年十二月四日条）等に関連記事が見られ、それらをもとに諸氏によりしばしば論じられてきた

が、美福門院と忠通の結託によってなされたものとする大方の見解は間違いないところだろう。後白河の皇子の守仁（二条）を美福門院が養育していたこと、及び、人物叢書『藤原頼長』が注目する如く、守仁への譲位の意志が近衛帝にある由を、仁平三年（一一五三）九月に、忠通が鳥羽に奏している事実を勘案するなら、美福門院と忠通は、近衛が健康を損ねた頃より守仁擁立を計画していたようだ。なお、守仁に先立ちその父の雅仁（後白河）が即位したのは、「父即位せずして子即位の事先例有り」と雖も、見存の父を置きながら其の子即位の例無し。」（『山槐記』永暦元年十二月四日条）との理由からであった。新帝の人選に当たっては、『愚管抄』に「知足院ドノ（忠実―稿者注）左府（頼長―稿者注）トイフコトハナクテ一向ニ法性寺殿（忠通―稿者注）ニ申アハセラレケル」とあるように、鳥羽は忠通のみを相談相手とした。近衛は午の刻に絶命したが、鳥羽は申の刻には忠通に消息を遣わし、消息の往反は両三度に及んだ。一方、急をきいて参内した頼長父子は、「北政所の服を着せらるるに依りて、相憚らるるか。殿上憚り有るべきの由」をもって退出させられ、新帝決定の簽議の埒外に放たれた（次子師長については伺候を許されている）（『兵範記』）。鳥羽が、この時において忠実・頼長父子を捨て、忠通と結んだのは、これも、大方の説くごとく、美福門院の容喙があつたためだろう。

二十六日 辛未。深更に⁽¹⁾月、太白を犯す。即ち、人をして

泰親に問はしむ。使者帰り来たりて曰はく、泰親地に立ちて天を仰ぐ、と。

【注】

(1) 月、太白を犯す 太白は金星。「月、太白を犯す」とは、地上からの目測で、月と金星が 0.7° 以内に接近する現象を指すという(齊藤国治「陰陽頭・安倍泰親の天文古記録」『陰陽道叢書』四特論 名著出版 平5・四)。

二十七日 壬申。泰親^(イ)月、太白を犯すは天子の悪(先帝^(近衛)崩の象^(ロ)か)、母主の悪(関白殿の北政所將に薨ぜんとするの象^(ハ)か)^(三)立太子の皇子か、と。未の刻に五^(四)条に帰る。^(イ)今日、中納言^(師長)中将、先づ旧主^(近衛)の宮に参り(東帯・巻^(五)纒)、次いで新^(後白河)帝の宮に詣づ(垂纒)。

【校異】

(イ) 諸本、底本と同様に空白だが、「日」とあるところか。
(ロ) 象 京一・京二・書三「参」^(北)、書四「参」、東「兆」^(象)。
(ハ) 立太子の皇子か 底本「立太子皇子歟」。国一なし、京一・京二・書三・東は「皇子歟」が小字。

【注】

(1) 月、太白を犯す この天文現象の解釈については、『安倍泰親朝臣記』に「一同月(永万二年四月)三日。丙子。

昏戌時、月、太白星を犯す(相去る、四寸の所)。謹みて天文要録を検するに、云はく、占に曰はく、太白月と相近づく。間五寸は天下に兵有り、其の間一尺は天下に擾有り、と。(略)石申曰はく、月、太白と相合宿は、其の国の立太子、女主の死、一年を出でず、と。黄帝曰はく、月、太白を犯すは国戦ひ、主之を慎む、三年を出でず、と。甘徳曰はく、月、太白を犯すは、人君の悪、兵起こり、朝安からず、と。(略)今月四。丙午。昏戌時、月、太白と度を同じくす(相去る、一尺六寸の所)。(略)占に云はく、月、太白と合宿るは、其、立太子・女主の悪、一年を出でず、と。又云はく、兵を以て君亡ぶ、三月を期す、と。又云はく、月、太白を犯すは、人君の悪、荊州占に曰はく、月、太白を犯すは、將に両心有らんとす、と。」と見えている。なお、前掲齊藤論文に依れば、 0.7° 以内の接近を「犯」、それ以上を「合」、さらに緩い場合を「同度」と記す由である。

(2) 関白殿の北政所 藤原宗子。嘉保二年(一〇九五)久寿二年(一一五五)『山槐記』久寿二年九月十四日条に拠る。『本朝世紀』仁平元年十月二十四日条に拠るなら、寛治三年(一一〇八九)生。権大納言正二位藤原宗通の女で、崇徳院の皇后聖子の母。大治五年(一一三〇)正月八日叙三位・輦車宣旨、同四月三日叙従二位、久安五年(一一四九)十月十六日准三宮、仁平元年(一一五一)十月二十四日出家。「北政所の御不例、昨今増し御す。」(『兵

範記』七月十四日条)、「皇嘉門院(聖子―稿者注)九条殿に御幸。北政所の惱増し御すに依るなり。」(同十七日条)、「今朝、九条殿に渡る。北政所の御惱近日陪増し危急の故なり。」(同二十六日条)とあるように、折しも宗子の病態が悪化していた。

(3) 立太子の皇子 守仁。後白河の第一皇子で、後の二条天皇。康治二年(一一四三)〜永万元年(一一六五)。この年の九月二十三日に立太子、保元三年(一一五八)十月二十日即位。『新大系人物』『平家事典』参照。

(4) 五条に帰る 頼長は、嫡室幸子の死後、四十九日間、母方の従兄弟で家人でもある藤原憲親の五条壬生宅を喪家として仮住まいしていた。「今朝、左府以下、五条壬生憲親宅に於いて、先づ仏事を行はる。是の所を以て七々日喪家と為すべきの故なり。」(『兵範記』六月八日条)。

(5) 巻纒 垂纒に対する語。不時の災害や凶事などには冠の纒を垂らさずに巻いた。師長が巻纒で参向したのは近衛の死という凶事のためである。

(6) 新帝の宮 高松殿を指す。「高松殿を新帝の宮と為すべきの由を殿下に申され了んぬ。」(『兵範記』七月二十三日条)。「高松殿(姉小路北西洞院東、高明親王家)」「(拾芥抄』中 諸名所部第二十)とあるように、源高明の邸宅を起源とする。時に鳥羽院と美福門院の御所となっていた。

二十八日 癸酉。夜に入りて高陽院に参宿す。禅(忠実)閣御座す

に依るなり。是の夜の夢に頭か五位の蔵人か、来たりて(鳥羽)院(イ)の仰せを伝へて曰(ロ)はく、内覧旧の如し、と。宣旨(ハ)に□日下るべきか。将に今日下るべきか。処分に随はんと欲す。^(三)

【校異】

(イ) 院の仰せ 底本「院仰」。東「院宣」。

(ロ) 曰はく 底本「曰」。国一「云」。

(ハ) 諸本、底本と同様に空白。京二は「撰吉」の二文字を

後補。

(ニ) 諸本、この下に「忠進(追)候」とある。東は、「追」に、「進力」(消す)「近」と朱筆傍書。

三十日乙亥。未の刻許りに故(師子)尼上の葬地、次いで断□所(イ)に詣づ。晚景、五条に帰る。

【校異】

(イ) 国一以外は底本と同様に空白。

【注】

(1) 断□所 分からない。

八月小。乙酉。

一日 丙子。月忌(1)に依りて内(実能)府来らる。今夕、近(2)衛院の

野送^(イ)なり。仍りて、密々に手輿（屋形有り。帷裳を懸く）に乗り、土御門西洞院に向かひて、輿を地上に舁き居ゑ見物す。車⁽³⁾は礼無きに依るなり。□^(E)□今明兩夜、成雅朝臣近く候ず。

【校異】

(イ) 野送 底本「時送」。京二・東に「野送」、書三に「時送」とあるに従い、改める。

(ロ) 書二・東・内五以外は「今明」から改行。

【注】

(1) 月忌 六月一日に死去した嫡室幸子の月忌。内府（実能）は幸子の父。

(2) 近衛院の野送なり 近衛院の葬送については、『兵範記』に詳しい。近衛殿を出立した葬列は、室町を北行、土御門より西行、大宮より北行、一条より西行、壬生末を北行し、更に北西に向かい、葬地船岡山北西に至った。頼長は、葬列が土御門大路を西行するところを見物したのである。

(3) 車は礼無き 「是、手輿は歩行に准ふるの故なり。」（『後伏見天皇御記』（延慶三年十月七日条）。宗輔は、老齡の故を以て、手輿に乗り葬列に加わった（『兵範記』）。

四日^(イ)

【校異】

(イ) 京一・京二・書三・東は、この下に「己卯」とある。

五日 庚辰。巳の時に大地震。夜に入りて復び震す。今日より師長重く悩む。

【校異】

(イ) 復び 底本「復」。京一「又」。

【注】

(1) 大地震 「天晴れたり。地震。」（『兵範記』該日条）。

八日 癸未。師長減氣有り、と云々。

九日 甲申。五条に帰る。

十一日 丙戌。成雅朝臣曰はく、日比^(イ)の夢に内覽⁽¹⁾の宣旨を下さるるに依りて御慶を奏せん為に御車を三条⁽²⁾に粧ふ、と。

【校異】

(イ) 日比 京一・京二・書三・東「一日比」。

【注】

(1) 内覧の宣旨を下さる 頼長は、四月二十七日の初度上

表で、左大臣・内覧・隨身の三事を辞したが返表され、

五月三日の第二表で、左大臣・隨身を辞し、隨身の辞退

を許された。その後、十日の第三表で左大臣を辞した。

第二・三表では内覧を辞さなかったことによつても、政

権の座を去る意志が頼長になかったことは明白だが、第

三度の上表については、勅答のないままに近衛帝の死を

迎える。新たな後白河体制のもとで、内覧元の如しとの

宣旨が下ることを頼長は予期したが、案に相違して、宣

旨の下される気配は一向になかった。これ以後、『台記』

には、内覧を切望する頼長の思いが綿々と綴られること

となる。該条における成雅の言は、そうした頼長の心情

をいちはやく嗅ぎ取った諂諛の臣ならではのものである。

(2) 三条 東三条殿。

十五日 庚寅。早旦、院判官代藤清綱、⁽¹⁾ 庁⁽²⁾の下文を持ち

来たりて、加署すべきの由を示す。披見の処、宝莊⁽³⁾院・

得長⁽⁴⁾寿院・鳥羽⁽⁴⁾（南殿、北殿）を美福門院に奉らるるの下

文なり。余^(頼長)の署所に従一位藤原と書きたり。即ち、清綱

に付けて書を大納言公教卿に送りて曰はく、下文之を返上す

るに、上表の後、勅答の前、官の文書に加署することあたは

ず。抑、上表⁽⁵⁾況や勅答の前、家の文書は前其の官・位を書

く。官の文書は、猶其の官を書き、前の字を加へず（志、官

を辞するに在り。余^(頼長)、自ら前の字を加ふ。公家未だ許さ

ず。故に他は之を加へず。而るに、此の下文に官を載せざる

は如何、と。しばらくありて清綱、公教卿の報状を持ち来た

る。披見の処、其の状に曰はく、率爾の間、勅答の有無を知

らず。書く所愆なり。仍りて、書き改め之を返上すべし。勅

答の前と雖も早や加署すべし、と。□其の下文の署所を摺り

て、左大臣藤原と書き、即ち、朝臣（納言以下⁽⁶⁾草名を書

く）と書き、清綱に返し給ひ了んぬ。今日□□□□□□之

を行ふ（後日、之を聞く）。余^(頼長)、奉幣せず。亦□□□□□□之

但し、其の会を行ふ。右須らく神斎すべし。而るに行ふ由

を聞かざるに依りて、斎せず。

【校異】

(イ) 以下 底本「以」。京一・京二・書三・東に「以下」と

あるに従い、改める。

(ロ) 亦 書三・東「示」。

(ハ) 右 京二「右」。

【注】

(1) 藤清綱 右馬助従五位上藤原範綱の男。号相模冠者（『兵

範記』仁平四年二月二日条）。六位（略）清綱（院判官

代）（『台記』久寿元年十一月十三日条）、「新藏人清綱」

（『山槐記』保元四年二月三日条）。

(2) 庁の下文 ここは院の庁から発給される文書。

(3) 宝莊殿院 「宝莊殿院阿弥陀。鳥羽院。長承元十七(甲午)

供養行幸」(『拾芥抄』下 諸寺)。「今日、白河九体丈六新

阿弥陀供養なり。是は播磨守家成朝臣造立するところな

り。当(並敷)の為体、誠に以て過差なり。金銀の飾り赫奕と

して照り耀き、諸御堂に勝るなり。」(『中右記』長承元年

十月七日条)。

(4) 鳥羽(南殿、北殿) 鳥羽殿は、白河、鳥羽、後白河

の院政の拠点となった御所群。北殿、南殿、泉殿、田中

殿、車殿といった殿舎により形成されていた。

(5) 況や 底本「況」。意味不明。文脈としては「後」とあ

るべきところか。

(6) 草名 草名体の花押、草書体の署名などと説明されて

いる。

(7) 文脈としては、石清水放生会実施に関する記述があつ

たものか。『兵範記』該日条に「今日、放生会を寺家に付

けらる、と云々。上卿以下、参向せず。」と見える。

(8) 由祓 よしのはらへ。忌服等で神事が行われない時、

その次第を神に報告する際の祓。

二十一日 庚申。五条に帰る。

二十三日 戊戌。早旦(実能)、内(兼長)府来たりて談じ語る。今日、皇后宮(多子)

の所(イ)充なり。権大夫参入す。年来、未(兼長)所並御季少属 貞(イ)

俊之を掌る。而るに、去ぬる月廿日の正(イ)日曼茶羅供々養米(イ)

料所御□□分(イ)未だ下し行はざるの由、法眼賢(イ)覚申す(イ)

所なり。仍りて、貞俊たりと雖も権大属 康光(イ)をして御(イ)

季進を掌らしむ。件(イ)の康光は去ぬる月十日温室殊に丁寧を致

す故なり。余(兼長)、家所□□一之を行ふ。執事親隆朝臣疾に

依りて参らず。内覧旧の如しとの宣旨未だ下らず。仍りて、

石塔・祇園(イ)百高座・季(イ)読経結縁、之を止むと雖

も、諸社の神馬は猶是を載す。治(イ)曆三年、二条関白(教通)(長

者(イ)の後、執政の前)八幡に神馬を立てらるる故なり。

【校異】

(イ) 年来、未所並御季 底本「年来未所並御季」。京一「年

来未所并御季」、京二「年来未所并御季」、東「年来充所再

御処」(「充所」右脇に藍色紙片貼付)。

(ロ) 分 底本「今」。諸本に「分」とあるに従い、改める。

(ハ) 申す所なり 底本「所口申也」。京二は空白部に「訴カ」

の後補傍書。

(ニ) 御季進 京一・京二・書三「御季也」、東「御季也」。

(ホ) 京二は空白部に「宛カ」の後補傍書。

(ヘ) 結縁、之を止むと雖も 底本「結縁雖止之」。京一・国

一・書三「結縁経止之」、京二「結縁殊止之」、書二「結

縁唯止之」、東「結縁殊止之」と種々だが、今は底本のま

まとする。

【注】

(1) 所充 ところあて。ここは、皇后宮における諸所の別当を定める儀。

(2) 未所並御季 分からない。

(3) 貞俊 佐伯貞仲の男（『台記別記』久安四年十月二十日条）。康治二年（一一四三）正月三十日任主税允（『本朝世紀』、後、藏人、皇后宮少属（『台記』『台記別記』。男色により鳥羽の寵を得る。鳥羽の要請を受けた頼長は、貞俊を養女多子の知家事・年預に任じた（『台記別記』久安四年十月二十日、二十一日条）。貞俊初参の印象を、頼長は「容貌甚だ麗し。潘岳の輩なり。」（『台記別記』久安四年十月二十一日条）と記し、後日、男色関係を持った（『台記』久安四年十一月一日、同四日条）。

(4) 正日 人の死後、四十九日目の日。七月二十日に行った幸子の供養に係わるものと思われる。

(5) 御口口分 分からない。

(6) 賢覚 承暦四年（一一〇八）～保元元年（一一五六）。威儀師賢円の男（『醍醐寺新要録』卷第十二 理性院篇）。醍醐寺僧。保延元年（一一三五）九月十九日任法琳寺別当（『長秋記』他）、同六年（一一四〇）任法橋（『僧歴綜覧』、康治二年（一一四三）正月二十九日任法眼（『本朝世紀』、久安三年（一一四七）正月十四日任大安寺別当（『本朝世紀』）。頼長の命により、養女多子の入内・立后成就の祈禱を修している（『台記』）。

(7) 康光 三善氏。雅楽允より久安三年（一一四七）正月

二十八日任権少外記（『本朝世紀』、同年四月一日任山城介（『本朝世紀』、同六年（一一五〇）十二月二十二日任皇后宮権大属（『本朝世紀』他）。皇后宮権大属任官は「其の人、凡種と雖も、能く諸国の調・庸等の事を知る。」（『台記』久安六年十二月二十四日条）と判断した頼長の推挙による。

(8) 御季進 分からない。

(9) 家所口一之を行ふ 分からない。

(10) 石塔 石塔造立供養をいうか。

(11) 百高座 経を講説するために百の高座を設けること。主に仁王講について行われる。

(12) 季読経 家の秋季読経を指すか。

(13) 治暦三年 『史料綜覧』では、この事実を確認できない。或いは治暦三年三月十六日の石清水臨時祭に係わるものか。この時、教通は氏の長者だが官は左大臣。執政の座に着いた（任関白）のは翌四年四月十六日（或いは十七日）。

二十五日 庚子。医基康来たり語りて曰はく、近日、法皇^(鳥羽)不予、御腹（臍の上）少し腫る。又、御膳多き時大⁽¹⁾甘子たるべし。少なき時之に及ばず。仍りて、明日口⁽²⁾有御灸治。基康奉仕すべきなり、と。

【校異】

(イ) □有 京二は空白部に「可」の字を後補。従うべきか。

【注】

(1) 大柑子たるべし 食事量が柑子程度の分量であること
とをいうか。

二十六日 辛丑。頼業語りて曰はく、六条坊門油小路辺に犬人(人の首、犬の身)あり、と。夜に入りて、高陽院に参り、禪閣に謁す。仰せて曰はく、保説朝臣一日比来たり語りて曰はく、臣の妻、臣を招く。臣、其の所に向かふ。妻曰はく、汝装束せず。無礼と謂ふべし、と。臣即ち装束す。妻曰はく、我は是春日の若宮なり。近日、法皇、入道及び左大臣を悪む。然るに、入道多年春日に奉仕す。入道、左大臣を以て嗣殿と為さんと欲し、左大臣將に万機に關白せんとす。但し、其の人寿しからず。四十一、二に遇ひ難し。其の後、左大臣の子孫執柄の臣為るべし。關白の子孫執政することを得ず、と。臣問ひて曰はく、左大臣の子孫の中、誰人が嗣ぐべきや、と。□曰はく、其の人と明らめ難し、と。又、問ひて曰はく、何なる祈禱を修して、法皇の和を求むべき□、と。妻曰はく、宜しく千座仁王講を修すべし、と。挙げて信を取るべからずと雖も、其の事奇異なり。試みに千座仁王講を修し、將に将来を知らんとす、と。

【校異】

(イ) 遇ひ難し 底本「難遇」。書三・東を除く諸本「難過」。

(ロ) 曰はく 底本「曰」。京一「云」。

(ハ) 挙げて 底本「挙」。書二・内五「余」、京一・京二・書三「次」、東「次」に「挙」(消す)。「予イ」と朱筆傍書。

【注】

(1) 保説 参議従三位藤原家保の男。長承二年(一一三三)

正月任摂津守(『国司補任』)、保延三年(一一三七) 正月三十日任上野介(『中右記』)、後に肥前守(『台記』)『兵範記』、永治二年(一一四二) 正月五日叙従五位上、久安二年(一一四六) 正月五日叙正五位下、同五年(一一四九) 四月九日叙従四位下(以上『本朝世紀』)。その男は、崇徳院の判官代を勤めていた(『本朝世紀』久安五年六月十四日条)。

(2) 春日の若宮 春日大社の摂社。「若宮殿御出生。朱雀院の御宇承平三年なり。其の後六十六代一条院の長保五年癸卯三月三日巳の刻、時風五代の孫中臣是忠之を拝見す(旧記之有り)。御別殿御遷宮。崇徳院長承四年乙卯二月二十七日寅一点、神主祐房之を移し奉る。通合明神とは是なり。」(『春日社記』)。

(3) □ 「妻」とあるべきところか。

(4) 法皇の和を求むべき□ 底本「可求法皇和□」。空白部「乎」とあるべきところか。

(5) 千座仁王講 千の高座を設けて仁王經を講説する法会。

【補説】

保説は、『長秋記』（大治四年八月四日条）に「天下の事を挙げて一向家成に帰す。」と記された鳥羽の寵臣家成（久寿元年に死去）の弟だが、忠実・頼長に親昵の立場にあり、頼長の職事（『台記』久安二年十二月十九日条等）で、かつ嫡子兼長の傳でもあった（『台記』久安三年十一月一日条）。また、下総権守（『尊卑分脈』は下野権守、『保元物語』は異本により相違）源親弘の女の勾当内侍説子を養女としていた（『山槐記』応保元年十二月十七日、安元元年八月十日条）。保元の乱に先立ち、頼長同心の嫌疑を以て平基盛に追捕された源親治（『兵範記』保元元年七月六日条）は、勾当内侍とは兄弟姉妹である。これらのことより、保説は頼長とかなり緊密な関係を含んでいたことが分かる。頼長の若宮信仰については鴛田泉「保元の乱と南都」（『日本歴史』第四九二号 平1・五）の考察があり、論中、保説の妻は「春日社あるいは大和国などとの関係が深い」人物であったかと推測する。さて、若宮の予言の主旨は①頼長の寿命は四十一、二歳に及びがたいこと、②将来は、頼長の子孫が執柄となるうこと、の二点だが、この点を検証すると、まず、頼長の寿命については、彼は翌保元元年に三十七歳の生を閉じるので、的中したということになるう。五年前の久安六年（一一五〇）七月二十日における「壽七十に及び、福言ふべからず。職は執政を主る。三ヶ年

の内、必ず大慶有り。又、三十二、三、五に慶有り。」との相者盛正の予言とは大きく食い違っており、ここに記される保説の言は、日頃から長命を忌避するような発言をする（『台記』仁平三年九月九日条）頼長の心情を付度してのものだったかとも臆測される。もう一点、即ち、将来頼長の子孫が執政の座に就くだらうとの予言は大きくはずれる。保元の乱縁座により配流された頼長の四人の子息の中、二男師長と四男範長が帰洛を果たした。その後の範長の消息はしれないが、師長は官界に復帰し、安元三年（一一七七）には太政大臣に至る。しかし、執政の座に就くことはなかった。しかも、彼の子息達は公卿になることさえなく終わった。結局、執柄である摂関の座は、頼長の兄である忠通の男の基実・基房・兼実によって順次占められ、この門流から五摂家が形成されたことは、後の歴史の明らかにするところである。

二十七日 壬寅。親隆朝臣来たり語りて曰はく、法皇（鳥羽）の禪閣（忠実）及び殿下（頼長）（余）を悪む所以は、先帝（近衛）の崩後、人帝（近衛）を巫の口に寄す。巫曰はく、先年、人、朕を誚はん為に、釘を愛宕護山の天公像の目に打つ。故に、朕の目明らかならず、遂に以て即世（鳥羽）す。と。法皇（鳥羽）、其の事を聞こし食し、人をして件の像を見しむるに、既に其の釘有り。即ち、愛宕護山の住僧を召し、之を問ふ。僧申して云はく、五、六年の前、有夜中□□□□□□□□。美福門院及び関白（忠実）、入道及び左大臣（頼長）の所為たるを疑ふ。□法皇（鳥羽）之を悪む。信を取り難しと雖も、

天下の道俗申す所此の如し、と。先日、成隆朝臣略□□此事。
 今、兩人の説を聞くに、怖畏(三)少なからず。但し、禪(忠実)閣及び
(頼長)余、唯、愛宕護山の天公飛行するを知るも、未だ愛宕護
 山に天公像有るを知らず。何ぞ況や祈請をや。蒼天上に在り。
 白日照□□怖々。或る人□□□源義賢、其の兄下野守
(三)義朝の子の為に武蔵国に於いて殺さる、と。

【校異】

- (イ) 即世す 底本「即世」。京二「即世」早カ。
 (ロ) 五、六年の前 底本「五六年之前」。書二・内五「五六
 年已前」。
 (ハ) 書二は空白なし。
 (ニ) 怖畏 底本「□畏」。書三に「怖畏」とあるに従う。
 (ホ) 書三は「怖々」より改行。

【注】

(1) 愛宕護山の天公 「愛宕(護)山」は京都市右京区の
 北西部にある山。『山城名勝志』所引「白雲寺縁起」に、
 和気清麻呂が、愛宕五峰に五寺を建立したと伝える。中
 でも、朝日峰の山頂近く、愛宕神社の社域にあつた白雲
 寺が著名だが、中世以前の記録に寺名は現れない由であ
 る。愛宕山の天狗としては、『太平記』の所謂「雲景未來
 記」の段で、神田本・西源院本他に登場する太郎坊がよ
 く知られている。修験道の道場であることから天狗信仰

と結びついたと言われるが、『台記』該条は、愛宕山と天
 狗の係わりを記した現存文献として初期のものである。

(2) 源義賢 源為義の二男で義仲の父。『新大系人物』『平
 家事典』参照。

(3) 義朝の子 義朝は源義朝。保安四年(一一二三)か
 平治二年(一一六〇)。為義の嫡男で、頼朝・義経らの父。
 「義朝の子」は、義朝の男義平を指す。永治元年(一一
 四一)か永暦元年(一一六〇)。兩人共に『新大系人物』
 『平家事典』参照。義平が叔父の義賢を討ち取ったこと
 は『吾妻鏡』(治承四年九月七日条)に「義賢、去ぬる久
 寿二年八月、武蔵国大蔵館に於いて鎌倉悪源太義平主の
 為に討ち亡ぼさる。」とあり、『百鍊抄』第七、『帝王編年
 記』卷二十、『二代要記』(戊集)等にも記載がある。『参
 考源平盛衰記』卷二十六は、『平家物語』諸本でその時日
 に異同があることを指摘する。この事件の史的位置づけ
 については、峰岸純夫「鎌倉悪源太と大蔵合戦」(『三浦
 古文化』第四十三号 昭63・六)他の論文がある。

【補説】

頼長失脚の因を記す条として著名。先述したように、新帝
 選考並びにこれに係わる諸儀について、鳥羽は、忠通のみを
 相談相手とし、妻の死に穢触の理由を以て頼長を遠ざけた(『愚
 管抄』『兵範記』八月四日条)。のみならず、頼長がひたすら
 に待ち続ける内覧の宣旨を下させる気配もなかった。豹変と

も言うべき鳥羽變心の理由を、やがて頼長は親隆・成隆等の近臣から聞き知ることとなる。それは、近衛の死は、忠実・頼長父子の呪詛によるものではないか、と美福門院と忠通が疑い、その教唆を受けた鳥羽が忠実・頼長を愛子の仇と憎悪しているというものであった。呪詛の方法も、愛宕山の天公（天狗）像の目に釘を打ち込んだと、甚だ具体的で真に迫る。

この風聞のあることを聞き知った頼長は「蒼天上に在り」と、身の潔白を陳じている。この一件は、恐らくは、大方の見るとおり、忠通の策謀に美福門院が与し、鳥羽を籠絡したというのがことの真相だろうが、生前近衛が頼長を忌み嫌っていた事実も与って、頼長による近衛呪詛の風聞は、愛子を失つて虚ろになった鳥羽の胸奥深く迫真の力を以て染み入ったものと思われる。噂は風の如く広まったようで、この一件を頼長に報じた親隆の嫡男で、自身も頼長の家司だった為親は、この間の状況を「凡そ、世間虎の尾を踏むが如く、言語道断なり。此の如き風聞の間、院の御気色不快にして内覧の宣旨を下されず。御讓位の刻より都以て御籠居、以ての外の事なり。披露するに恐れ有り。秘蔵く。」（『為親朝臣記』十二月十三日条）と記した。なお、『保元物語』は、この風聞には言及しないばかりか、これとは異なる崇徳父子による近衛呪詛の風聞を記す。ただし、崇徳による近衛呪殺の風聞を当時の記録類によつて裏付けすることはできない。『保元物語』の巧んだものだろうか。該物語は、保元の乱前夜の錯綜する人間関係を、皇室内の対立（鳥羽・近衛対崇徳）・摂関家の対立（忠

実・頼長対忠通）という二元構造に単純化して捉えようとする。こうした姿勢を持つ『保元物語』であれば、近衛の死を崇徳院父子の呪詛に求める物語の記述は、当時実際に立った頼長による近衛呪詛の風聞を手掛かりに、崇徳と近衛の不和をより強調する目的で案出されたものか。

二十八日 癸卯。伝へ聞く。今日、鳥羽南殿に於いて立太子の雑事を定めらる、と。未の刻に東山⁽²⁾（先帝⁽¹⁾の骨所⁽²⁾、次いで葬地）に向かひ、申の刻に五条に帰る。今夜、内府⁽³⁾高陽院に参り、禪^(忠実)間に謁す、と云々。皇后宮^(多子)例納所⁽⁴⁾年預、治部丞⁽⁵⁾中原親頼なり（本宮の侍所司）。而るに、去ぬる月⁽⁶⁾□□□□未だ下し行はざるの由其の聞こえ有り。召し問ふの処陳ずる所無し。仍りて、今日、親頼を停め、監物藤光定（本宮の侍所司）を以て預と為す。

【校異】

- (イ) 先帝 京一・書三・書四「先□」。
- (ロ) 例 京二・東「別」、書三「例」^別。
- (ハ) 東は空白なし。

【注】

- (1) 立太子の雑事 『兵範記』に拠ると、八月二十二日、院に於いて立太子の議定が始まり、二十五日には院使が忠通邸に向かい、「条々の事一々申達」、二十八日には立

太子の儀の日時を九月二十三日午未とすることなどを決定した。

(2) 東山(先帝の骨所、次いで葬地) 近衛帝の骨所は知

足院(『兵範記』八月二日条、『一代要記』他)、葬地は船

岡山(『山槐記』八月一日条)で、ともに東山にはない。

この点不審である。【校異】(イ)に示すように、京一等では「先帝」が「先□」とあるので、「先帝」が改竄である可能性も考えられる。

(3) 例納所 分からない。納所は、年貢などの納入を司る役人。

(4) 年預 上皇・女院に奉事する院司。四位・五位の別当一人を選任するのが例。

(5) 中原親頼 系譜未詳。保延四年(一一三八)正月二十二日任治部丞(『中右記』)。頼長の家令・侍所司(『台記』)。保元の乱の折、源頼政に捕縛された(『兵範記』七月十六日条)が、その後、仁安三年(一一六八)十一月十三日任近江権少掾、同十一月二十日叙爵(『兵範記』)。

(6) 藤光定 系譜未詳。『保元物語』(鎌倉本)に「三日下野守義朝に仰て東三条の留守少監物光定已下の兵士三人を擲召る。」(京図本も同)と見える人物に同定されるか。

康治二年(一一四三)正月二十七日任少監物(『本朝世紀』)。

二十九日 甲辰。今朝、^(イ)禪閣の仰せに依りて物忌す。晩頭^(忠美)に民部卿門外に来たるも、物忌に依りて謁せず。今日、^(忠美)禪閣

南京に於いて千座仁王講⁽¹⁾を修す。尋範法印奉行す、と云々。

【校異】

(イ) 今朝 書二以外は「今明」。

【注】

(1) 千座仁王講 八月二十六日条に記された、春日若宮の神託を受けたもの。

九月大。丙戌。

一日 乙巳。内府来らる。清談の次いでに示されて曰はく、^(鳥羽)法皇不食、疾増気有り。御膳は一度に小御器の飯、^(イ)食葦希

有恒不食葦。之に因りて去ぬる廿六日より御灸治有り(毎日一所)、と。

【校異】

(イ) 食葦希有恒不食葦 底本のままとする。上の「葦」が

京一・京二・東「或」、書三「式^{式カ}」、書四「置」、国一・内一「~~置~~」、書二・内五空白、下の「葦」が京一・京二・国一・書三・東・内一「直」、書四「置」、書二・内五空白。とりあえず底本のままとしたが、管見では「葦」とする写本は見出されない。或いは、京一等の「食或希有恒不食直」が、より本来に近い姿か。

二日 丙午。禪閣(忠実)の召しに依りて高陽院に参る。今朝、右大将(兼長)参入す、と云々。

五日 己酉。今□高陽院御懺法結願す。晩頭に五条に帰る。

七日 辛亥。禪閣(忠実)の召しに依りて高陽院に参る。禪閣(忠実)仰せて曰はく、近日書を院(鳥羽)に献ずと雖も御報を賜はらず。其の恐れ無きにあらず。然れば、汝(頼長)を傳に任ずべきの由を高陽院(泰子)をして法(鳥羽)皇に奏せしむるは如何、と。然るべきの由を申す。昏に及びて五条に帰る。

八日 壬子。除服(猶、心喪に服す)⁽¹⁾。皇后宮(多子)に参り、次いで高陽院に参る。禪閣(忠実)仰せて曰はく、院(鳥羽)の御返事此の如し、と。即ち、披見するに、曰はく、⁽²⁾当今の一宮(守仁)は女院(美福)の養育する所なり。仍りて、太子(頼長)に立つる事、女院(美福)之を掌る。而るに、此の三年以来、左大臣(守仁)、女院(美福)の事を勤めず。料るに朕即世の後、左大臣(頼長)、太子(守仁)・女院(美福)等の為に忠を尽くさざらん。何故に傳を望まんや、と。深更に五条に帰る。伝(忠実)へ聞く。今日、禪閣(忠実)、東三条に渡り御し、春日に奉幣し、⁽³⁾垂水西牧(イ)を寄するの由を申さる、と。午の刻に土御門に還り御す。

【校異】

(イ) 垂水西牧 底本の「垂水西杉」を訂正。

【注】

- (1) 心喪に服す 喪服は着ないが、心中で喪に服す。
- (2) 当今の一宮は女院(美福)の養育する所なり 「当今の一宮」(守仁、後の二条帝)の母は、大納言正二位藤原経実の女懿子。守仁を産出して七日後に死去した『本朝世紀』康治二年六月二十四日条)ため、美福門院が養母となつた。「当今即位の事、故鳥羽院思し召し立つは、女院襁褓の中より養育し奉らる、彼の院の事を思し召すに依るなり。」(『山槐記』永暦元年十二月四日条)、「件の孫王は美福門院の御養子なり。」(『本朝世紀』久安六年十二月十三日条)、「この帝(二条一稿者注)の御母、生みおき奉りて失せ給ひにしより、鳥羽の女院(美福門院一稿者注)養ひ奉り給ひて」(『今鏡』すべらぎの下第三花園の匂ひ)。
- (3) 垂水西牧 現在の大阪府豊中市あたりに存在した摂関家の私牧。寿永二年(一一八三)に春日社に寄進されたが、荘務権を巡る論議が多い。

【補説】

人物叢書『藤原頼長』の説く如く、頼長は、美福門院得子とは疎遠であつた。それは、彼が、日頃より美福門院の出自を蔑視していたことに係わると見られている。久安六年(一一五〇)、養女多子の立后に奔走する頼長に対し、忠実は、美

福門院の仲介に頼るよう勧めたが、頼長は、「諂諛」のおそれがあるとして渋った。これに対し、忠実は、「既に国母たり。何ぞ諂の譏り有らん」と頼長を窘めた（『台記』該年二月十三日条）。本文中に「此の三年以来、左大臣、女院の事を勤めず。」と見えるが、頼長は、久安六年（一一五〇）九月氏長者となり、翌七年内覧の宣旨を得ることにより、忠通を凌ぐ立場に立つ。が、頼長が内覧の宣旨を得た頃より、近衛帝は、頼長への嫌悪・憎悪をあらさまに示し始める（『台記』）。近衛のこの変貌には、頼長も疑うように、忠通による近衛籠絡が考えられ、更に詮索すれば、近衛の母美福門院もこれに荷担したと思われる。こうした状況が鳥羽の目には「此の三年以来、左大臣、女院の事を勤めず。」と映じたのだろう。

九日 癸丑。□□□□□□次いで高陽院（兼長）右大将相ひ（イ）伴（一）ふ。今夜、成雅朝臣宅に宿す。五条に於いて節（一）供の事有り。実寛禪師語りて曰はく、山の座主（二）行玄重病に依りて、去ぬる三日座主を辞するの状を、去ぬる夜子の時に印鑑を、山上に送り了んぬ、と。

【校異】

（イ）伴ふ 底本「伴」。京一・京二・書三・東「従」。

【注】

（一）節供 重陽の節供。仁平三年（一一五三）の重陽の節

供の折りには「菊酒を飲まず。長命を好まざるに依るなり。」と記し、久寿元年（一一五四）五月一日条にも「日食。日月星宿を信ぜず。身命を惜しまず。故に格子を上ぐる事常の如し。」と記すなど、晩年の頼長には早世願望が強く滲み出ている。頼長は信仰心が薄く、かつその信仰も現世利益的な色彩の濃かったことがいわれている（『人物叢書』）が、一方では、西行の出家に関心を抱いたり（永治二年三月十五日条）、藤原教長の信仰心に共感を示してもおり（『台記』久寿元年五月十八日条）、その旺盛な政治的野心とは裏腹に、厭世の思いをも身に纏わりつかせていた。

（二）行玄 承徳元年（二〇九七）久寿二年（一一五五）。関白藤原師実の男で、忠実には叔父に当たる。保延四年（一一三八）任天台座主、久安元年（一一四五）任大僧正。「山の座主行玄僧正ときこえ給ひしは、やむごとなき真言師にて、鳥羽院、仏のごとくに思し給ふと申せ給ひき。」（『今鏡』ふじなみの中第五 故郷の花の色）、「僧中ニハ、山ニハ青蓮院座主（行玄―稿者注）ノ後ハ、イサ、カモノホウベキ人ナシ。」（『愚管抄』巻第七）。座主辞任については、『帝王編年記』巻二十に「久寿二年九月八日病に依りて之を辞す。」と見える。

十日 甲寅。早旦、高陽院に参る。復び成雅朝臣宅に宿す。

十一日 乙卯。早旦、高陽院に参る。□例幣の上は内府、⁽¹⁾と云々。夜に入りて東三条に向かひて沐浴す。陳状を高陽院⁽³⁾に付けて法皇^(鳥羽)に奏す。余^(頼長)の陳状此の如し。

【注】

- (1) 例幣 毎年九月十一日に、朝廷より伊勢神宮に奉幣する儀式。この日の例幣については、「例幣恒の如し。上卿は内府、使は祭主卿、御拝有り、と云々。」『山槐記』同日条、「例幣、主上御拝有り、と云々。」『兵範記』同日条)と見える。
- (2) 上 上卿のこと。
- (3) 陳状 近衛帝の死が頼長の呪詛の故であるとの風説に對し、身の潔白を弁明する書状。

十二日 丙辰。早旦、心経(金泥)を写し、尋範法印の房に遣し、春日の宝前に於いて之を供養せしむ。午の刻に泰親をして祓を行はしめ、春日を遙拝す。次いで、隼⁽¹⁾の宝前に詣で(道虚⁽²⁾と雖も永保二年賀茂詣の例に依りて詣づる所なり)、之を拝し奉る。今日より七ケ日御供を奉る。未の刻に内府^(実能)に向かひ、暫く清談す。次いで高陽院に参り宿に侍る。今日、心経を写すの間、禅閣^(忠実)書を賜ふ。其の状此の如し。御書の御返事侍るなり。御経書き了んぬ。⁽³⁾早^(イ)から行ふなり。春日大明神、御寺⁽⁴⁾三宝は御座する行⁽⁵⁾けり。在判。高陽院^(鳥羽)に参る。時に、禅閣^(忠実)仰せて曰はく、院^(鳥羽)の御返事此の如し、

と。即ち、披見の処、其の状に曰はく、入道^(忠実)及び左大臣、多年哀憐を加ふ。今何ぞ爰に先度を改めん。返札、毫に依りて謾りを書くか。先□□□□□□大神宮納受せず。余⁽¹⁾りに先帝^(近衛)早く崩じ、朕^(鳥羽)及び女院^(美福)此の如く悲嘆するか、と。今日、禅閣^(忠実)南京に於いて千座仁王講を修す。

【校異】

- (イ) 早から、京一・京二・書三・東「早可云々」、書二「早かた」、書四「早可之」、内一「早あく、」。
- (ロ) 今何ぞ爰に先度を改めん 底本「今何爰改先度」。京二は「爰改」が「爰改」。
- (ハ) 余りに 底本「余」。京二「唃」、書三「悠」、東「唃」^{本余} (余は朱筆)。

【注】

- (1) 隼 東三条殿の北西の隅にあつた社。「つのふりはやぶさの明神は春日の御眷属にて御社におはします也。」『春日権現験記』、「朝隆の申して云はく、『東三条の角振・隼明神は、帝王名は覚えずの御後靈なり、聖人はまた後身なりと。件の事は実なるか』と。仰せて云はく、『知ろし食さざる事なり。隼明神は春日の王子なり。また、尾州熱田の御坐すなり』と。」『中外抄』上)。
- (2) 道虚 陰陽道における忌日で、他出等を嫌う。「道虚日^{タウコニチ} (出行 嫁娶 神事 移徙 加冠 着袴 之を忌む) 六

日 十二日 十八日 廿四日 三十日」〔『拾芥抄』下
諸事吉凶日部第三十八〕。文中の「永保二年賀茂詣」は、
四月二十四日に実施された藤原師実の賀茂詣を指すか。

『大御記』(国立公文書館内閣文庫蔵本一六〇—一八四)
該日条に「殿下、御賀茂詣なり(人々亥に神事に入らざ
るの上、道空の例無し、と云々。毎年の事為るの上、日
次無し。てへれば之を行はる。来たる二十八日吉日と雖
も儲無きに依りて、今日より行はるるなり)。」とある。

(3) 早から、分らない。

(4) 御寺 興福寺を指すか。

(5) 行けり 分らない。

十三日 丁巳。平明、東三条に向かひ(禪(忠実)閣の仰せに依り
て、有房(1)、車の後に乗る)、心経を写す。辰の刻に法印(尋範)の
房に遣し、春日に於いて供養せしむ。未の刻に春日を遙拝し、
次いで隼の宝前に詣で之を拝す。去ぬる年、□□□御念仏の
間、寺中に於いて殺害(2)の事有り。仍りて、今年前馬助(3) 忠
正に仰せて雑人の聴聞を禁ず。

【注】

(1) 有房 系譜未詳。大藏卿源師行の男なら、『新大系人物』
及び中村文「源有房考」(「立教大学日本文学」第57号
昭61・十二) 参照。

(2) 殺害の事有り 未詳。或いは「東北院に於いて殺人。

てへれば、檢非違使資経搦め取りて將み来たる。」〔『台記』
久寿元年九月二十七日条) に係わるか。

(3) 忠正 讚岐守平正盛の男で清盛の叔父。高陽院殿上人。
保元の乱で斬首される。頼長は、忠実の意を汲んで「法
成寺塔の仏行事」に忠正を任じている(『台記』久寿元年
七月三十日条)。『新大系人物』参照。

十四日 戊午。寅(1)の四刻の夢に、少納言成隆朝臣、臥内に
来たりて曰はく、季兼(鳥羽) 院の御使として参入し、勅命
を伝へて曰はく、今日、宜しく、吉服(2)にて参内せしめ給ふ
べし、と。故に、余(頼長)、夢中におもへらく、今日行幸有り。
仍りて、此の仰せ有り。御輿を寄するの間、堂上に候ずべし、
と。成隆の装束を見るに、束帯なり。但し、着□□□□□
夢分明にして、夢に非ざるが如し。故に、覚めて後、成隆を
呼ぶこと数声。勾当源有忠曰はく、成隆参らず、と。爰に初
めて夢と知る。一昨日より春日を拝し、内覧の事を祈請し、
兼ねて、吉凶の告を祈る。今、此の夢有り。明神の感応何ぞ
疑ひ有らんや。卯の時(3)に心経を写す。辰の刻に法印(尋範)の房
に遣し、春日に於いて供養せしむ。巳の刻に春日を遙拝す。
今晩の夢に依りて、馬一疋・細(3) 劔一腰を大社に奉り(件の
馬・劔、禪(忠実) 閣之を献じ、余(頼長) を以て名と為す)、馬一疋・
細劔一腰を若宮に献ず(件の馬・劔、余(頼長)、年来持つ所な
り)。幣の料紙を頼業に持たしめ、拝し了りて頼業をして之を
奉らしむ。次いで、隼の宝前に詣で拝し奉る。

【校異】

(イ) 寅の四刻の夢に、少納言成隆朝臣 底本「寅四刻喚少納言成隆朝臣」。「喚」が諸本では「夢」とあるに従い、改める。

(ロ) 京二は空白なし。東は半字分ほどの空白。

(ハ) 時 京二・東「刻」。

(ニ) 房 書四「坊」。

【注】

(1) 季兼 長寛二年(一一六四)死去。刑部卿正四位下藤原敦兼の男。長承二年(一一三三)五月七日任阿波守(『長秋記』、康治二年(一一四三)正月七日叙従四位上(『本朝世紀』)、上総守(『台記』『本朝世紀』他)を経て、久安五年(一一四九)三月十八日任備後守(『本朝世紀』、同二十日叙正四位下(『本朝世紀』)。筆策に堪能で、『古今著聞集』にはこれに係わる話が数話収められている。

(2) 吉服 吉事の時に用いる礼服。

(3) 細劔 細太刀。勅許により帯びることを許された文官佩用の太刀。

十五日 己未。今旦、⁽¹⁾ 関白の室薨ず(従一位藤宗子、⁽²⁾ 准

后)。而るに、⁽³⁾ 関白穢れに触れず、と云々。未曾有の事な

り。未の刻に春日を遙拝し、隼の宝前に参る。今日より経を

写さず。

【注】

(1) 関白の室薨ず 宗子の病については、七月二十七日条の【注】(2)に触れたが、その後も「早旦に、殿下(忠通―稿者注)九条殿に渡り御す。北政所の御不例大事に御す、と云々。」(『兵範記』七月二十九日条)、「北政所の御悩猶以て危急。」(同八月十四日条)等と見え、病状依然として予断を許さなかったことが記されている。

(2) 准后 三宮に準じる待遇で、年官、年爵を給与される。

(3) 関白穢れに触れず 『兵範記』によると、忠通は、宗子の臨終に際して法性寺殿を脱出し、触穢を避けた。これは、立太子・即位・大嘗会等、「朝家大事」が「重畳」するため、穢れに触れぬようにとの鳥羽院の院宣が再三に亘ったためという。葬礼は、左衛門督重通、木工権頭季兼がその任に当たった。また、『山槐記』によれば、記主忠親は、宗子の臨終地法性寺殿を出て故藤原光房の宿所に向かう忠通の車に九条河原で行き合っている。なお、忠通は宗子閉眼の後に法性寺殿を脱出したとも記されており、これを信じるなら、忠通は死穢に触れたこととなる。

十六日 庚申。□□□□春日、次いで隼の宝前に詣づ。吉

服を用ゐること日来の如し。未の刻に對の南庭に於いて幣帛

・神馬十列を若宮に奉る。常の儀の如し。使は縫殿助藤頼重なり。但し、心喪服を用ゐる。是は応徳二年の例なり。辰の時許りの夢に、頭左中弁光頼朝臣書を送る。披見の処、其の状に曰はく、入道殿の奏請に依りて、殿下(頼長)余を謂ふに内覧旧の如しとの宣旨を下さるべし、てへり。□夜に入りて老子を講ず。講師は登宣、問者は(宗子)師尚・憲孝なり。或いは曰はく、夜前、関白(宗子)の室を塔中に安置す(火葬せず)。左衛門督重通卿この事を行ふ(穢れに触る)。関白(忠通)穢れに触れず九条家に座す、と云々。

【校異】

- (イ) 時 京二・東「刻」。
 (ロ) てへり 底本「左」。京一「左」、京二「左」の注記に従い、とりあえず「者」としておく。

【注】

- (1) □□□□ 前後の日条より推測すれば、あるいは「□刻遙拝」とあつたものか。
 (2) 藤頼重 系譜未詳。或いは大舍人助成方の男か。永治二年(一一四二)正月二十七日任縫殿助(『本朝世紀』)、久寿二年(一一五五)十月二十三日叙爵(『兵範記』『山槐記』)。
 (3) 是は応徳二年の例なり 頼長の曾祖父の師実が応徳二年八月二十八日に春日に奉幣したことを指すか。時に、

師実は、養女で白河院の中宮だった賢子の死去(応徳元年九月二十二日)により服喪中だった。

(4) 師尚 天承元年(一一三一)〜建久八年(一一九七)。

大外記・明経博士正四位上中原師元の男。大外記・大炊頭・主税頭正四位下に至る。官歴については『地下家伝』二に詳しい。当時は、大外記・筑前権介従五位下。

(5) 憲孝 内蔵助藤原為経の男。後に雅孝と改名。仁平四年(一一五四)六月二十四日文章生試に及第(『兵範記』)。久安四年(一一四八)八月十一日頼長に初参(『台記』)、以後、頼長主催の漢学輪講の常連となる(『台記』)。

(6) 塔中に安置す 「件の御塔、御所より巽の方に当たりて行程二町余、山中に建立せらるるなり。此の一両月造り了んぬ。」(『兵範記』該日条)。

(7) 左衛門督重通卿この事を行ふ 「法性寺殿御入棺の事、(略)左衛門督以下藁沓を着して扈従す。」(『兵範記』該日条)、「今日□許に薨じ給ひ了んぬ、と云々。(略)左衛門督(重通)籠もられ候ひ了んぬ。」(『山槐記』十四日条)。重通は、権大納言宗通の男で、被葬者宗子の弟。

十七日 辛酉。終日降雨。未の刻に春日を遙拝するの次いで立願して曰はく、御即位の前に内覧旧の如しとの宣旨を蒙らば、細川莊(宗輔)を若宮に寄すべし、てへり。次いで、隼の宝前に詣づ。申の刻に左大弁来たる。戌の刻に民部卿来らる。俱(宗輔)に謁せず。

【校異】

(イ) 宣旨を蒙らば、細川莊を 底本「蒙・・・宣旨者細川莊」。京一・京二・書三・東は「者」が「以」。

(ロ) 莊 京一・京二・書二・書三・内五・東「庄」。

(ハ) 俱に 底本「俱」。京二・書三・東「但」。

【注】

(1) 細川莊 現在の大阪府池田市北部にあった忠実新立の撰関家の莊園。

十八日 壬戌。早旦、春日を遙拝し、隼の宝前に参る。午の刻に高陽院に参る(忠実)。禪閣(実能)猶御す。内府、書を送りて曰(イ)はく、院(鳥羽)の御所去ぬる十四日より隔子を上ぐ。並びに近習故らに雑事を奏すること常の如し、と。今日、禪閣(忠実)書を(鳥羽)法皇に献ず。御返事無し。是の夜、高陽院に宿す。

【校異】

(イ) 曰 東「云」。

十九日 癸亥。藏人治部大輔雅頼(イ)を招きて、付(二)不是未文、之を奏せしむ。辞表、未だ返し給はざるの間、内府(実能)に下すべきの由之を示す。

【校異】

(イ) 不是未文 京一・書三「不是未文」、京二「不是未文」、足カ国一・書一・書四・内一「不是未父」、東「不足米文」。

【注】

(1) 雅頼 大治二年(一一二七)～建久元年(一一九〇)。

権中納言従三位源雅兼の男。権中納言正二位に至る。長承四年(一一三五)正月二十八日任治部大輔、久寿二年(一一五五)八月二十三日任藏人。『新大系人物』『平家事典』参照。

(2) 付不是未文 分からない。

二十日 甲子。禪閣(忠実)、書を法皇(鳥羽)に献ず。御返事(御筆)有り。今日、民部卿(宗輔)・右大将及び隆長参入す。

二十二日 丙寅。内府(実能)、来たりて明日の内弁並びに執筆の作法を問ふ。略答へ了んぬ。内府(実能)問ひて曰はく、太政官(二)謹奏文書くべきか、と。答へて曰はく、御堂(三)の余流書く所なり。書かるべからず、と云々。

【注】

(1) 明日の内弁 立太子の儀の内弁。

(2) 太政官謹奏文 太政官から天皇に奏上して勅裁を仰ぐ文書。

(3) 御堂の余流 御堂は藤原道長。実能は道長の叔父公季の流で、道長の余流ではない。ただし、ここに記された謹奏文に係わる故実の根拠については未勘。

【補説】

若い日の頼長は、漢学・経史の修学に意を尽くした。そのため本朝の知識に乏しく、この点を忠実に指摘されもし(天養二年正月二日条)、自らも恥じるところがあつた(天養元年九月一日、久安四年九月二十二日条)。そのため、久安二年(一一四六)冬頃より、漢学の隙を盗んで『延喜式』『類聚三代格』等の書見を始め、また、故実・行事書その他の典籍にも目を通すなど(久安四年正月六日、五月二十三日、九月十四日、九月二十一日条他)して、研鑽に勤めた。信西には及ばなかつた(久安四年九月二十二日条)が、この頃になると精励の成果も上がり、鳥羽の諮問や他の公卿の質問に応じられるほどになつていた(久安六年正月二十七日、二月二十七日、十月二十三日条等)。

二十三日 丁卯。今^(後白河)上の第一皇子^(守仁)、先づ、親王の宣旨を下され、次いで^(イ)立て^(イ)太子と為す。内弁は内大臣^(実能)、宣命使は中納言忠雅卿なり。関白^(忠通)、室家^(宗子)の穢れに触れず参入す。衆人目を驚かす、と云々。或いは曰はく、明法博士業倫⁽³⁾、妻⁽⁴⁾と雖も出家人服無きの由を勘へ申す、と云々。此の事未だ曾て之を聞かず。法皇^(鳥羽)、故待賢門院^(忠実)の為に服を着す。禅閣、

故尼上^(師子)の為に服を着す。業倫の申す所、何の書の文、何時の例たるを知らず。今朝、太子^(守仁)、鳥羽南殿に渡り御し(法皇^(鳥羽)、美福門院、夜前に渡り御す)、節会了んぬ。関白^(忠通)已下彼の殿に参る、と云々。太子^(守仁)、洛外に御すこと、未だ先例を聞かず。上下傾き奇しむ。傳は実能、大夫は宗能、権大夫は経宗、亮は親隆、権亮は定房、大進は惟方、権大進は定隆⁽¹⁰⁾、少進は長重⁽¹¹⁾、権少進は重頼⁽¹²⁾(自余の坊官は之を記さず)、学士は任ぜず。早旦、心喪の直衣(烏帽)を着し、法成寺(金堂、無量寿院、総社、薬師堂、五大堂、講堂^(ホ))に参る。講堂に於いて法華講を聴聞し了りて退出す(且は除服後初参、且は内覧の事を祈り申す)。今日より不空絹索経(金泥)を写す。

【校異】

(イ) 立て太子と為す 底本「立為太子」。京二「立而太子」、東「立而太子」。

(ロ) 定隆 底本□□。書二に「定隆」とあるに従う。

(ハ) 重頼 書二「頼重」。

(ニ) 講堂 京二・東「講座」。

(ホ) 講堂 京二「講座」、東「講座」。

【注】

(1) 立て太子と為す 当日の立太子の儀については、『兵範記』『山槐記』にも記述がある。「鳥羽南殿を御在所と

為す。兼日、御装束を奉仕す。去ぬる夕、法皇并に美福門院御幸。今朝、親王渡り御す。」（『兵範記』）。傳以下、東宮坊の坊官名も『台記』と一致。東宮学士の任命がなされなかったことについて、『兵範記』は「希代の事」と記し、『山槐記』は「延喜・延久の例」とする。ただし、『山槐記』の掲げる両例ともに、学士不任の事実は確認できない。延喜の例とは、延喜四年（九〇四）二月十日の保明立太子を指すかと思われるが、学士不任の確証が取れない。また、延久については、元年（一〇六九）四月二十八日に白河が、四年（一〇七二）十二月八日に実仁が各々立坊しているが、いずれも学士は立坊当日に任命されており（『春宮坊官補任』）、学士不任の先例にはない。不審である。

(2) 宣命使 宣命を読み上げる人。

(3) 業倫 承安二年（一一七二）死去（『玉葉』十一月二十三日条）。中原氏。永治二年（一一四二）正月二十三日任少判事（『本朝世紀』、ただし業倫とある）、後、右衛門少志（『本朝世紀』『兵範記』他）、仁平二年（一一五二）九月九日任明法博士（『山槐記』『兵範記』）、久寿二年（一一五五）正月備中大掾を兼ねる（『国史補任』）。保元二年（一一五七）正月二十四日叙爵（『兵範記』）、仁安四年（一一六九）正月十一日任大判事（『兵範記』）。

(4) 妻と雖も出家人服無きの由 中原業倫の「妻と雖も出家人服無きの由」との勘申を根拠に、忠通は嫡室宗子の

喪に服さなかった。このことについて頼長は、待賢門院璋子の死去に際しての鳥羽服喪と、師子の死去に際しての忠実服喪を証にあげて反駁する。待賢門院は死去の三年半前に、師子は十四年余前にそれぞれ落飾しており、死去の時点では「出家人」であったが、彼女らの死去に対し、夫である鳥羽院や忠実は喪に服している。この三ヶ月前嫡室の幸子を失い、触穢を理由に参内を差し止められた頼長にすれば当然の反駁であり、客観的に見ても、鳥羽の処置は偏頗といわざるを得ない。

(5) 待賢門院 康和三年（一一〇二）か久安元年（一一四五）。権大納言正二位藤原公実の女璋子。鳥羽の后で崇徳・後白河らの母。天治元年（一一二四）十一月二十四日院号、永治二年（一一四二）二月二十六日出家、久安元年（一一四五）八月二十二日死去。彼女については、角田文衛『椒庭秘抄待賢門院璋子の生涯』（朝日新聞社 昭50）が詳しい。

(6) 宗能 応徳元年（一〇八四）～嘉応二年（一一七〇）。右大臣従一位藤原宗忠の男。内大臣正二位に至る。この時、権大納言正二位。『新大系人物』参照。

(7) 経宗 元永二年（一一一九）～文治五年（一一八九）。大納言正二位藤原経実の男。左大臣従一位に至る。この時、参議・左中将正三位。『新大系人物』『平家事典』参照。

(8) 定房 大治五年（一一三〇）～文治四年（一一八八）。

右大臣正二位源雅定の男。実父は雅定の叔父の中納言従三位源雅兼。大納言正二位に至る。この時、右少将正四位下。

(9) 惟方 天治二年(一一二五)生。民部卿正二位藤原頼頼の男。参議従三位に至る。平治の乱では、最初信頼に与同したが、後に清盛に与し、中小別当といわれた(『平治物語』)。「新大系人物」「平家事典」参照。

(10) 定隆 長承三年(一一三四)〜嘉応二年(一一七〇)。権中納言正二位藤原清隆の男。左京大夫従三位に至る。

(11) 長重 天治二年(一一二五)生。系譜未詳。或いは右京大夫従三位藤原長輔の男で、美福門院の甥か。そうであるなら、長承元年(一一三二)九月一日補藏人、同年九月二十九日叙爵(以上『中右記』、久寿二年(一一一五)十一月二十二日叙従五位上(『兵範記』)、後、中務権少輔(『兵範記』『山槐記』)、仁安三年(一一六八)三月十五日叙従四位下(『兵範記』)。補藏人後の吉書初めでは「歳初めて八歳と、云々。古今未だ此の如き例有らず。甚だ見苦しき事なり。」(『中右記』)と評された。

(12) 重頼 右大弁正四位下藤原重方の男。保元三年(一一一五八)八月二十三日任大舍人助(『兵範記』)、応保二年(一一六二)十月二十八日任宮内権大輔(『山槐記』除目部類)、仁安三年(一一六八)十一月二十日叙従五位上(『兵範記』)。定隆は清隆の男、重頼の母は清隆の女である。また、長重は清隆女の夫長輔の男の可能性がある。こう見ると、

春宮職の下僚は近衛帝の傅であつた清隆の縁者が多く、このことより、除目に近衛の母美福門院の意向が強く働いたことが分かる。

(13) 除服 幸子の除服。

二十四日 戊辰。今日より毎日信慶御堂に参り、内覧の事を祈り申す。余(頼長)の命に依るなり。

二十六日 庚午。□⁽¹⁾覚律師を伯⁽²⁾耆の家⁽³⁾に遣し、罪無き事を女院(美福)に達すべきを示す。しばらくありて、帰り来たりて曰はく、来月四日参入の次いでに此の旨を啓すべし、と云々。

【校異】

(イ) 云々 京一・東「者」、京二「た^者」、書三「た」。

【注】

(1) □覚 「千覚」とあるべきところか。

(2) 伯耆 系譜未詳。美福門院の乳母。「今日、入道若狭守親忠卒す(五十九)」。美福門院の乳母伯耆の夫なり。天下無双の幸人なり。」(『宇槐記抄』仁平三年五月二十一日条)。

二十七日 辛未。不空絹索経を写し了んぬ。

二十八日 壬申。一昨日、禪(忠美)閣泰親を召して内覽遅々の事を占はしむ。占ひ申して曰はく、神事違例に依りて氏神崇りを成す。社樹の崇りなり。来たる十月及び明年正月の節中、祈禱の驗有るべし、と。仍りて、今日、白妙の幣及び馬一匹(イ)を春日に奉る。吉服を用ゐる。使は憲忠なり。告文有り。

維れ、久寿二年の歳次乙亥、九月乙巳朔廿八日壬申、吉日良辰に掛けまくも恐(ロ)き春日大明神の瑞の広前に従一位藤原朝臣頼長(三)恐み恐みも申給はくと申さく、謬りて庸昧(一)の陋質を以て苟くも氏族の長者と為り、台階に登りて年久しく政柄を執りて日積れり。是則ち、宗社の靈(二)睽・累祖の余慶の延びて及ぶ所なり。方に今(ホ)聖上新たに祚を踐みて僚下(ト)各(下)釐を稟く。而るに奏請宣行の事、旧に依りて綸旨を降すべしと雖も、紫詔停滞して丹心鬱陶す。公に奉じて輔弼怠り無く、身を顧るに忠勤二無し。若し是不慮の外に咎(チ)崇の致す所かと占求せしむるの処に、神事違例に依りて氏の大神崇りを成す。又、社樹の崇りなりと占ひ申せり。之に因りて驚(リ)き遽て忽ち尋ね問ふの処に御笠山の樹木を庶人濫く伐り取ること有りと申せり。早や禁制を加へて速(ヌ)やかに停止に従ひつ。占推の趣き畏懼多端の故に是を以て散位従五位下藤原朝臣憲忠を差し使はして白妙の御幣に善馬一匹(ル)を牽き副へて出し奉り給ふ。大明神、此の状を平らげく安らげく聞こし食して、叡慮和解し、愚心の憤りを散じて、柱石(ワ)の基動かず、金玉の質彌堅くして家門繁昌に榮禄増し長らへて夜の守り日の守りに護り幸はへ給へと恐(イ)み恐みも申し給

はくと申す。

【校異】

(イ) 今日 国一「今日」。

(ロ) 匹 京一・京二・書二・書三・東・内五「疋」。

(ハ) 恐 京一・京二・書三・東「畏」。

(三) 頼長 書二以外はなし。東・内五は朱筆後補。

(ホ) 聖上 書二「聖王」。

(ヘ) 僚下 諸本「僚下」。

(ト) 釐 底本「釐恐らく慶の誤り」と注記するが、もとのままとする。

(チ) 若し是 底本「是」。内一を除く諸本に「若是」とあるに従う。

(リ) 驚き遽て 底本「驚遽天」。諸本「驚遍天」とあるが、今は底本に従う。

(ヌ) 速やかに 底本「連」。国一・書一「逋」。京一・書四・内一に「速」とあるに従い、改める。

(ル) 匹 国一・書四・内一を除く諸本「疋」。

(ワ) 恐み恐みも 底本「恐美」。東に「恐美恐毛」とあるに従う。

(ワ) 申す 底本「申須」。諸本「申」。

【注】

(一) 庸昧の陋質 愚かで賤しい質。

(2) 靈睭 神明の顧慮。

(3) 聖上 天皇。

(4) 釐 さいわい。

(5) 奏請宣行 内覽。

(6) 紫詔 詔勅。

(7) 咎崇 とがめたたること。

(8) 御笠山 春日大社の背後にある標高三百メートル弱の山。

(9) 柱石の基 国家の重臣。

二十九日 癸酉。一昨日、不空絹索經を写し了り、今日、南⁽¹⁾円堂に於いて供養す。導師は兼⁽²⁾祐已講なり。禪^(忠実)閣、南京に於いて千座仁王講を修す。又、賀茂上下両社に於いて各万卷心經を転読す。又、東三条の寝殿に於いて阿闍梨⁽³⁾尋⁽³⁾応をして冥道供を修せしめ、限るに三日を以てす。敦任、祭文を草す。娑婆世界南瞻部州大日本国、從一位藤原朝臣⁽⁴⁾頼⁽⁴⁾長、真⁽⁴⁾言教主理者、不二⁽⁵⁾清⁽⁵⁾浄法身摩訶毘盧遮那如来、三世十方一切諸仏、大慈大悲地藏菩薩、地⁽⁶⁾前北上諸大薩埵、声⁽⁷⁾聞縁覺、諸賢聖衆、梵天帝釈、四天王、三界諸天、北⁽⁸⁾斗七星、七⁽⁹⁾曜九執、十⁽¹⁰⁾二宮神、一⁽¹¹⁾十八宿、本⁽¹²⁾命元辰、当年属星、内⁽¹³⁾官外官、大小⁽¹⁴⁾星宿、刺⁽¹⁵⁾又閻魔法王、泰山府君、司⁽¹⁶⁾命司祿、五道大神、百邦鬼王、本朝大小天神地祇、案上案下三千余座、列祖曩聖、年中行疫部類眷属等に敬白して言さく、忝けなくも家の余慶を稟け、猥り

に国の上台に昇る。非德^(三)非^(本)勲、既^(本)に耆老の上に加へ、才疎く行疎し。謬りて群賢の中に交はる。しかのみならず、奏請宣行の絲綸を蒙り⁽¹⁷⁾、翹⁽¹⁸⁾夔塩梅悔言輔佐と為て、方に今聖上陛下、新たに⁽¹⁸⁾皇⁽¹⁸⁾凶を受け、初めて⁽¹⁹⁾乾⁽¹⁹⁾符を握る。群臣百僚恩に浴し、釐⁽¹⁹⁾に頼る。而るに、鸞⁽²⁰⁾台の奏章旧例を存ずと雖も、鳳⁽²¹⁾衙の詔旨未だ新詞降らず。義然るべからず。事亦疑ひ有り。若し、讒⁽²²⁾口に⁽²²⁾阿⁽²²⁾容の叡慮停滞するか。寸⁽²³⁾苗空しく勁松の色を蔵し、片雲暫く扶桑の光を掩ふ。夫、冥道諸神は或いは天上に在り、或いは人間に在り、其の⁽²⁴⁾卷⁽²⁴⁾懷を鑿ること止水の月を浮かべるが如し。其の靈⁽²⁵⁾応を垂るること⁽²⁵⁾法⁽²⁵⁾鐘の霜に和すに⁽²⁶⁾同⁽²⁶⁾じ。神は非礼を享けず。鬼亦佞邪を瞰る。佞⁽²⁷⁾臣虚事を以て⁽²⁷⁾斯⁽²⁷⁾の⁽²⁷⁾讒⁽²⁷⁾言に従ふ。明神、冥譴を以て盍ぞ咎懲を加へざらん。是を以て一念信を凝らし三日を限りて最上乘の秘法に就く。真実教の遺儀を整へ、香花燈明専ら供養に備へ、梵⁽²⁶⁾唄鐘磬、敬ひて⁽²⁷⁾称揚を致す。伏して乞ふ。早、奏請宣行の絲綸を蒙り、周⁽²⁷⁾旦漢霍の玄化を慕はんと欲す。乃至一々各々の成就を願ひ求む。稽首作礼、敬白。

日本国、久寿二年九月廿八日

從一位藤原朝臣敬白

酉の刻に東三条に向かふ。夜に入りて束帯(吉服)にて冥道供の修所に臨み、僧礼拝の時俱に⁽¹⁶⁾拜⁽¹⁶⁾す(三ヶ夜此の如し)。今日より限るに三十ヶ日を以て、余⁽¹⁶⁾播磨の為に聖観音一⁽¹⁶⁾躰(繪像)、寿命經一卷を供く。先日、禪^(忠実)閣の仰せて曰はく、

保説朝臣曰はく、春日の若宮、臣の妻に託して曰はく、（忠実） 禪閣愛する所の人、十月に將に重く悩まんとす、と。保説問ひて曰はく、誰人か、と。妻曰はく、播磨なり、と（已上保説の申し状）。其の後、播磨悩氣有り。恐らくは託宣の如く、十月の節に入りて、重く悩まん。（実能） 中心歎きと為す。てへれば、之に因りて供養する所なり。（後白河） 内府、書を送りて曰はく、公（28）能卿の長女入内の事、（後白河） 主の仰せを蒙る。老後の大慶何事か之に如かん、と。承るに悦び極まり無きの由を報ず。

【校異】

- (イ) 又 東なし、京二は破損により不明。
- (ロ) 頼長 書二以外は空白、東・内五は朱筆後補。
- (ハ) 刺又 京一・書二・書三・内五「利又」、内一・東「利又」、京二「利又」、（利方） 国一「利文」、書一「利文」、書四「利又」。
- (ニ) 非勲 京二・書四「非勲」、東「非勲」。
- (ホ) 既に耆老の上に加へ、才疎く行疎し 底本「既加耆老之上才疎行疎」。京二・書三・東「既加耆老（之）上未疎」。
- (ヘ) 麴蘖塩梅言 京一「麴蘖未塩梅言」、国一・内一「麴蘖米塩梅言」、京二・書二・書三・内五「麴蘖米塩梅言」、書四「麴蘖未塩梅言」、東「麴蘖米塩梅言」。
- (ト) 釐 底本「釐恐らく慶の誤り」と注記するが、もとのままとする。
- (チ) 鳳衛 京一・京二「鳳衛」、東「鳳衛」。

【注】

- (リ) 讒 国一・書四・内一「儂」、書二・内五「仁」、東「讒」。
- (ヌ) 法鐘 京一・京二・国一・書三・書四・内一「洪鐘」。
- (ル) 同 底本「因」。京一・京二・書三・書四に「同」とあるに従い、改める。
- (ヲ) 佞臣 底本「悔臣」。書四に「佞臣」とあるに従い改める。
- (ワ) 斯 諸本「新」とする。東は、「新」右脇に藍色紙片を貼付。今は底本に従う。
- (カ) 讒 国一・書二・書四・内一・内五「儂」。
- (1) 南田堂 興福寺境内にある堂。弘仁四年（八一三）藤原冬嗣により建立され、氏寺信仰の中心とされた。本尊は、不空羂索観音で、頼長が二十三日より不空羂索経を写経したのはこの点にある。
- (2) 兼祐 寛治元年（一〇八七）あるいは二年生（『僧綱補任』第六、『三會定一記』第一）。系譜未詳。興福寺僧。頼長の養女多子の入内、頼長の内覧宣下のための祈禱を行っている（『台記』久安四年九月一日、同七年正月十日条）。因明に造詣が深かった（『台記』仁平三年七月十四日条）。
- (3) 尋応 系譜未詳。久安二年（一一四六）五月十五日任阿闍梨（『本朝世紀』）、「大法師尋応」（『兵範記』久寿二年十二月十七日条）。

- (4) 真言教主理者 分からない。
- (5) 清浄法身 仏法を悟った身。摩訶毘盧遮那如来に懸かる。
- (6) 地前北上諸大薩埵 薩埵は菩薩に同じ。地前菩薩は十地にのぼる以前の菩薩。「北上」は分からない。仮に「地上」の誤りとするなら、「地前」の対語。
- (7) 声聞縁覚 声聞は、仏の教えにより、縁覚は自力により、悟りを開く人。ともに自己救済のみを目標とする。
- (8) 北斗七星 貪狼星以下の七星。
- (9) 七曜九執 「七曜」は日・月と五星。これに二星を加えて「九執」(九曜)。
- (10) 十二宮 黄道帯を十二等分したものの。
- (11) 二十八宿 天の周囲にある二十八座の星。
- (12) 本命元辰、当年属星 その人間の運命を支配する星で、生年によって決まるものが「本命元辰」、年度により変わるものが「当年属星」。
- (13) 内官外官 分からない。
- (14) 星宿 二十八宿、十二宮、七曜の総称。
- (15) 刺叉 【校異】(八)に示す如く、諸本区々だが、分からない。
- (16) 司命司禄 とともに星の名。
- (17) 麴糵塩梅悔言 分からない。「塩梅」は、臣下が君主を補佐して政治を行うこと。【校異】(へ)から推測すれば、「悔」は「梅」の【校異】として行間に記されていたも

- のが、転写の過程で本行に竄入したもののか。
- (18) 皇図 天皇のはかりごと。
- (19) 乾符 天皇のしるし。
- (20) 鸞台 太政官。
- (21) 鳳衝 分からない。宮城か。
- (22) 阿容 寛大。
- (23) 寸苗空しく・・・掩ふ 短い苗(俊臣忠通)が強い松の緑(頼長の忠心)を隠し、雲(俊臣)が太陽(聖明)の光を覆う。「扶桑豈に影無からんや、浮雲掩ひて乍ちに昏し。」(『本朝文粹』卷一 兔裘賦并に序)。
- (24) 卷懐 かくして現れない智。
- (25) 法鐘の霜に和す 一部の写本の記す「洪鐘」は、大きな鐘。「鐘三下を撞き、夜霜和して韻高し。」(『本朝文粹』卷第十 初冬於長樂寺同賦落葉山中路 高岳相如)、「有九鐘焉是知霜鳴(霜降則鐘鳴故言之也物有自然感応而不可為也)」(『山海經』第五 中山經)。
- (26) 梵唄 声明。
- (27) 周旦漢霍 周旦は周の文王の子で武王の弟。武王の死後、後嗣成王の政を補佐した(『史記』周本紀第四 魯周公世家第三)。漢霍は、霍中孺の子の霍光。周公が成王を補佐した如く幼主孝昭帝を補佐せよとの武帝の遺詔を受け、その任を果たした(『漢書』霍光金日磾伝第三十八)。
- (28) 公能卿の長女 忻子。長承三年(一一三四)承元三年(一二〇九)。頼長の養女で近衛帝の皇后であった多子

の姉。この後、十月二十日に入内、保元元年（一一五六）十月二十七日中宮、同四年（一一五九）二月二十一日皇后、承安二年（一一七二）二月十日皇太后。